

作業環境測定：屋外作業場等〔測定の方法〕

環境・健康

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」に示されている、屋外作業場等での作業環境測定の方法について下記表に示しました。なお、屋外作業場等とは、労働安全衛生法等において作業環境測定の対象となっている屋内作業場等以外の作業場のことです。

屋外作業場等での作業環境測定は、個人サンプラーを用いた屋内作業場でのB測定的な測定です。

作業環境測定の方法〔屋外作業場等〕

	測定の方法
試料採取機器	個人サンプラー (個人に装着することができる試料採取機器)
測定頻度	作業の開始時および1年以内ごとに1回 (原料、作業工程、作業方法又は設備等変更時は、その都度その直後に1回測定)
測定点	当該物質を取り扱う労働者全員の呼吸域 (鼻又は口から30cm以内の襟元、胸元、帽子の縁) 作業環境測定士等専門家の判断で測定点数を減らすことができる
測定時間	管理濃度等の10分の1の濃度を精度よく測定できる採取時間 生産工程、作業方法、当該物質の発散状況等から判断して、 気中濃度が最大となる時間帯を含む10分以上の継続した時間

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定：屋内作業場等
	作業環境測定：屋外作業場等
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育